

一般市民層に於ても、有志の團體的運動があつたが、言論方面に於ては新聞雑誌、その他東京日々新聞社主催の「市電争議座談會」を始めとし、幾多の會合によつて、種々の觀點から批判が試みられた。このことは別論に於て取扱はれてゐるからここには省略するが、一言にして盡せば何れも電氣局案に研究が足らぬことを難じてゐるやうに見受けられた。

第五 勞働争議調停法の適用

一 強制調停に至るまで

昭和七年十月の争議には、罷業に移る前に強制調停となつたのであるが、此次の争議に對しては、行政官廳側は、その成行を懇願するものゝ如くであつた。

しかしながら、整理案の實施期(九月十一日)の切迫と共に七日以來、内務省、警視廳方面に調停の機運動き、九日の内務省及警視廳幹部の協議に基き、翌十日牛堀市長、澤本助役、山下電氣局長は警視廳に出頭を求められ藤沼警視總監より、事態の拾収に努力せられたしと希望され、同じく河野、野平の争議團幹部にも闘争を慎み善處方が望まれた。

その結果、市側は整理案に基く整理手當支給に關する條項の適用を十五日迄猶豫することを發表するに至つたが、基礎案について絶対不變更であることを明らかにした。

一方争議團側に於ても、市側が整理案を撤回せざる限り、假令強制調停となるも斷じて罷業は中止せずと聲明し、兩々强硬に對峙し、調停準備工作も頓坐するに至つた。

しかしながら、事態の悪化は、この儘その推移に放任することもならず、遂に、十三日夕刻より丹羽内務次官官邸に於て唐澤警保局長、赤木社會局長官、赤松労働部長、相川保安課長、藤沼警視總監、安倍特高部長、宮脇労働課長、石原調停課長等集合協議し、十五日の整理案實施期に強制調停發令のことを決定し、十四日午前警視總監は組合側熊本、河野、野平の三首脳

部、市側牛堀市長、澤本助役、山下電氣局長と同時に會見し、調停委員會の開設の申請を勧告し、明十五日十時までに回答されたことを要求したが、兩者共にこの勧告に應する意思なく、遂に十五日前半時三十分強制調停を行ふ旨の申渡をなし、左の通知書を手交すると同時に、調停委員會開設命令を發するに至れる理由を發表した。

通 知 書

東京市對電氣局從業員勞働爭議に關し勞働争議調停法第一條第一項により調停委員會を開設す但し開催の期日及場所は後に之を定む
右同法第二條により及通知候也道而本通知書を受領したる時は同法第四條第一項により三日以内に調停委員三名を選定し届出でらるべし

昭和九年九月十五日

警視總監 藤沼 庄平

警視廳の聲明書

今回帝都に於て未會有ノ争議ノ發生ヲ見タルへ拘ニ遺憾トスル所ナリ

市電争議ニ際シ事件ノ重大性ニ鑑ミ警視廳當局ハ當初ヨリ極メテ慎重ナル態度ヲ持シ整理案内容ノ是非ニ就テハ一切ノ批判ヲ避ケテ専ラ治安交通等警察本來ノ立場ヨリ嚴正公平ナル取締ヲ行ヒ一面兩當時者ニ對シテハ事件ヲ拾收ニ就テノ警告ヲ爲シ應推移ヲ靜觀シ來レルガ罷業開始以來既ニ二十一日ニ及ブモ尙双方相對時シテ下ラズ各般ノ情況ヲ綜合スルニ此儘事件ノ放任ヲ許サムルノ情勢ニ立至レリ
惟フニ今回ノ争議ハ電氣局ハ市電ノ現狀ニ鑑ミ已ムヲ得ザルノ整理案ナリトシ從業員ハ生活ヲ脅威スル社會問題ナリト主張シ其ノ影響スル所ノ極メテ重大ナルモノアルヲ以テ之ガ解決ハ公ノ機關ニ依リ公正大適正ニシテ圓滿ナル解決ヲ爲スヲ最モ妥當ナリト信ジ昨日労働争議調停法ニ依ル調停委員會開設ノ申請ヲ勧告シタルガ双方之ニ應セザルヲ以テ茲ニ法第二條第一項ニ依リ調停委員會ノ開設ヲ命令シタ
此より先警視總監より調停委員會の申請勧告を受けた東交側は、強制調停を見越し、首腦部員は十四日午後十時四十分よ